

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	国民健康保険事業における特定健康診査等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和7年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事業における特定健康診査等に関する事務
②事務の概要	生活習慣の改善により発症と重症化の抑止を図り、医療費の適正化に結びつけることを目的として、40歳～74歳の被保険者を対象とする年1回の特定健康診査と、メタボリックシンドロームのリスクの高い対象者への運動や食事等に関する特定保健指導を行っている。
③システムの名称	①市町村基幹業務支援システム(国民健康保険) ②健康かるて ③特定健康診査等データ管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル、特定健診・特定保健指導情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表44の項 番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7036
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄まで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	福知山市情報セキュリティポリシーを遵守し、漏えい・滅失・毀損を防ぐために、書類の施錠保管等の物理的安全管理措置や研修等への参加による技術的安全管理措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成27年10月16日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の11の項	事後	
平成28年2月5日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の11の項	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の27の項	事後	
平成28年4月5日	I 5. ②所属長	保険課長 山路 智子	保険課長 村瀬 勝子	事後	
平成29年9月25日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年9月25日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年8月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年9月25日	I 7. 請求先	市長公室秘書課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成30年4月13日	I 5. ①部署	市民人権環境部保険課	市民総務部保険年金課	事後	
平成30年4月13日	I 5. ②所属長	保険課長 村瀬 勝子	保険年金課長 村瀬 勝子	事後	
平成30年4月13日	I 7. 請求先	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成30年4月13日	I 8. 連絡先	市民人権環境部保険課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7018	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7018	事後	
令和1年6月18日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I 5. ②所属長	保険年金課長 村瀬 勝子	保険年金課長	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	—	項目を追加	事後	
令和2年8月28日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	5年経過後の再評価
令和2年8月28日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	5年経過後の再評価
令和7年8月13日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法の規定に基づき実施する特定健康診査等(人間ドックを含む)に関する事務	生活習慣の改善により発症と重症化の抑止を図り、医療費の適正化に結びつけることを目的として、40歳～74歳の被保険者を対象とする年1回の特定健康診査と、メタボリックシンドロームのリスクの高い対象者への運動や食事等に関する特定保健指導を行っている。	事後	
令和7年8月13日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の27の項	番号法 第9条第1項 別表44の項 番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第7号	事後	
令和7年8月13日	I 5. ①部署	市民総務部保険年金課	健康福祉部保険年金課	事後	
令和7年8月13日	I 7. 請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7036	事後	
令和7年8月13日	I 8. 連絡先	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7018	健康福祉部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7015	事後	
令和7年8月13日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月13日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月13日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	項目を追加	事後	
令和7年8月13日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目を追加	事後	